

地域とともに

がんばろう！東北

お問い合わせは
国土交通省
東北地方整備局
三陸国道事務所
地域づくり相談室まで

三陸国道

〒027-0029
宮古市藤の川4の1
tel 0193-62-1711
fax 0193-71-1734

三陸国道事務所のホームページ及びさんこく携帯サイトは

 **三陸国道** で検索出来ます。



特殊車両の取り締まりを実施しました

平成27年9月17日（木）に久慈警察署と合同で、また10月1日（木）には宮古警察署と合同で特殊車両の取り締まりを実施しました。

今回の取り締まりでは、合わせて5台の車両を検測しました。

違反車両はありませんでしたが、今後も取り締まりを実施してまいります。

道路利用者の皆様には、ルールを守って通行していただきますようご協力をお願いいたします。

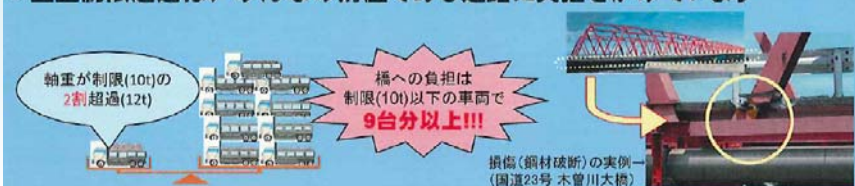


大型トレーラーなど一定の大きさや重さを超える車（特殊車両）が道路を通行するには、道路法により道路管理者の許可が必要です。

無許可通行や許可範囲を超えた車両の横行は、道路や橋の損傷に大きく影響するほか、死亡事故等の重大事故に結びつきやすく、また事故発生時は車両及び散乱した積荷の撤去に伴う通行規制が発生するなど、交通に多大な支障が生じます。

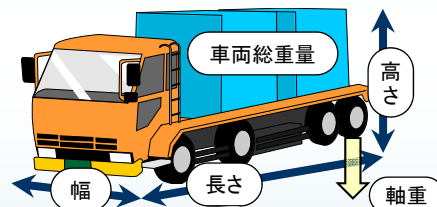
事業者に対する法令遵守の意識の徹底を図り、道路構造の保全と交通の危険防止を図るため、違反車両に対する厳格な取り締まりを実施しています。

▶重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



▶下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度(車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。